

令和4年度第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会

次 第

1. 日時 令和4年9月26日（月） 午後2時から午後4時まで
2. 場所 ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間（西）
3. 議題 大阪府域における方針策定に向けた課題整理について
4. 配付資料
 - 資料1 令和4年度第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会
 - 参考資料 第二期成年後見制度利用促進基本計画

令和4年度第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 構成員一覧（順不同）

| 所属 | 役職 | 氏名 |
|----------------------------|---|--------|
| 大阪弁護士会 | | 高江 俊名 |
| 大阪司法書士会 | 大阪司法書士会会員 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート大阪支部幹事 | 栗田 新一 |
| 公益社団法人 大阪社会福祉士会 | 相談役 | 田村 満子 |
| 近畿税理士会 | | 田野 卓也 |
| 大阪府行政書士会 | 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部 副支部長 | 磯田 正美 |
| 公益社団法人 認知症の人と家族の会 大阪府支部 | 世話人 | 中村 淳子 |
| 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 | 理事長 | 坂本 ヒロ子 |
| 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 | 地域福祉部 権利擁護推進室長 | 堤添 隆弘 |

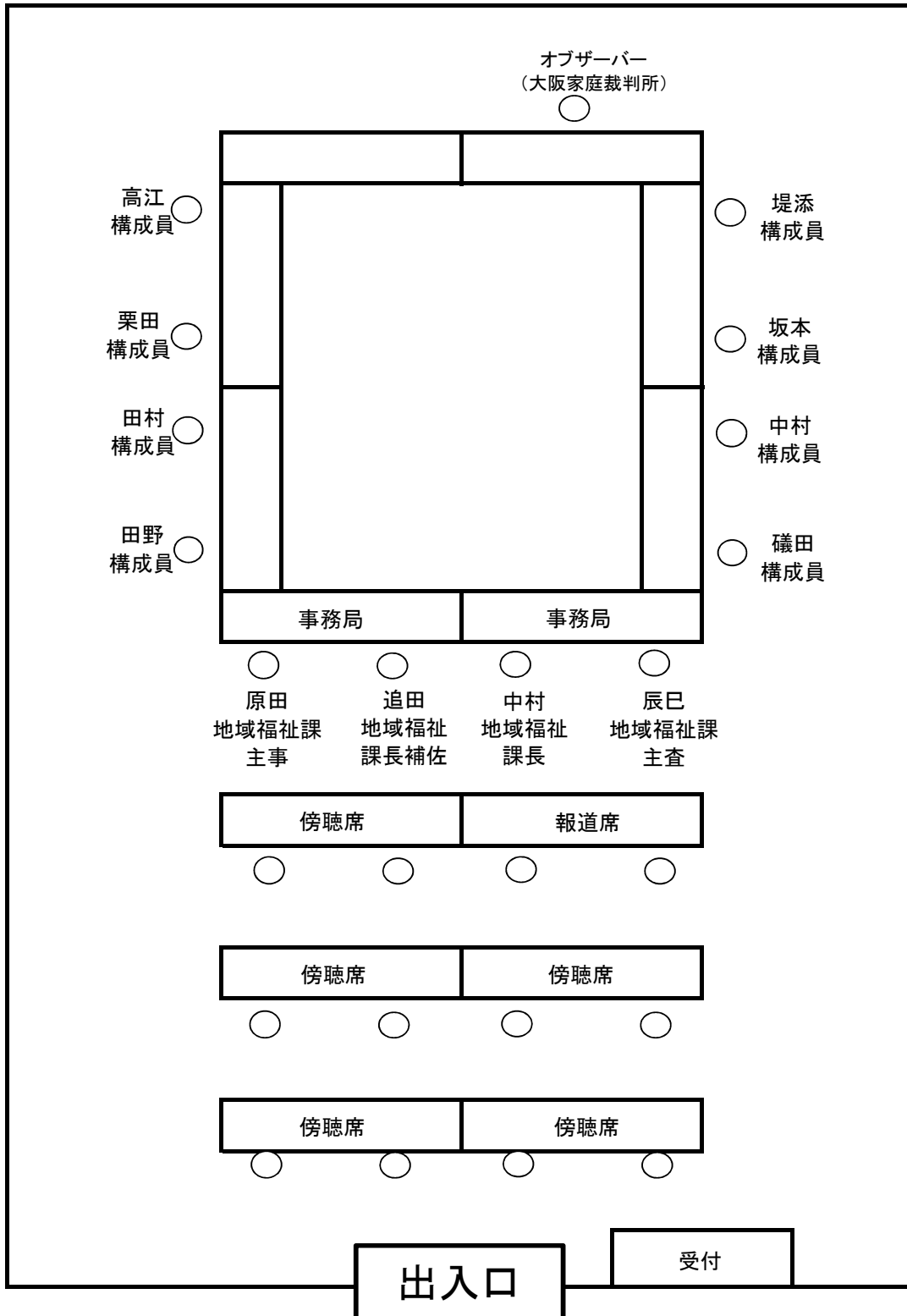
オブザーバー

大阪家庭裁判所

令和4年度第1回大阪府成年後見制度利用促進研究会 配席図

日時：令和4年9月26日（月）午後2時から午後4時まで

場所：ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間（西）



大阪府成年後見制度利用促進研究会 設置要綱

(目的)

第1条 大阪府内の成年後見制度利用促進における広域的な課題である担い手の確保・育成及び府内市町村の地域連携ネットワークづくりの推進等について研究や意見交換を行うため、大阪府成年後見制度利用促進研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 研究会は、会議に必要な最小限の構成員で組織する。

2 構成員は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めることとする。

3 構成員の任期は、令和5年3月31日までとし、検討状況に応じて、再任することができる。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 研究会は、大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課長（以下「課長」とする。）が招集し開催する。

2 研究会の進行は、会長を定めて行うことができる。

3 課長が必要と認めるときは、研究会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼金等)

第4条 構成員の出席の謝礼金の額は、日額 **8,300** 円とし、出席の都度支給する。

2 構成員の費用弁償については、「職員の旅費に関する条例」（昭和四十年大阪府条例第三十七号）に準じて支給する。

3 意見の聴取のため、出席を求めた構成員以外の者の謝礼等については、構成員の例による。

4 研究会の構成員に会議以外の場で行った意見徴収等については、謝礼を支給しない。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、地域福祉推進室地域福祉課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、課長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 **31** 年 3 月 **14** 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。